

入湯税の取扱いについて

1. 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されます。
2. 入湯税は、次に掲げる者に対しては、課税されません。
 - (1) 年齢 12 歳未満の者
 - (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - (3) 修学旅行等学校教育上の見地から実施される行事に参加する場合において入湯する者
 - (4) 地域住民の福祉の向上を図るため市が設置し、若しくは市が指定した施設又は社会福祉法人若しくは医療法人が設置した福祉施設において入湯する者
 - (5) 市内に居住する年齢65歳以上の者
3. 下関市の入湯税の税率は、以下のとおりです。
 - (1) 宿泊する者 1人1泊につき 150 円
 - (2) 宿泊しない者 1人1日につき 50 円
4. 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収します。
5. 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者です。
6. 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納付(入書によって納入して下さい)。
7. 特別徴収義務者は、毎月分納入申告書に日別に入湯客数及び税額並びに課税免除者数を記入して下さい。この帳簿は記載の日から1年間保存して下さい。
8. 納入や申告書の提出が遅れると延滞金等が発生する場合があります
9. 特別徴収義務者は、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は帳簿を1年間保存しなかった場合においては、罰則が適用されますからご注意ください。

※鉱泉浴場とは、原則として「温泉法にいう温泉(25度以上、又は特定の物質を含む)を利用する浴場」のことを指しますが、地方税法に基づく入湯税の課税対象には、温泉法の基準に満たない場合でも、一般的にいわれる「天然温泉」と言われる鉱泉水を利用する浴場も含まれます。

※共同浴場とは、一般大衆の公衆衛生上のための入湯施設で、寮、社宅、療養所等に付設された日常の用に供されるものです。

※公衆浴場とは

(1) 一般公衆浴場

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場などがあります。

(2) その他の公衆浴場

保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等があり、課税対象施設になります。

(参考) 下関市税条例(抜粋)

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行等学校教育上の見地から実施される行事に参加する場合において入湯する者
- (4) 地域住民の福祉の向上を図るため市が設置し、若しくは市が指定した施設又は社会福祉法人若しくは医療法人が設置した福祉施設において入湯する者
- (5) 市内に居住する年齢65歳以上の者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊する者 1人1泊につき 150円
- (2) 宿泊しない者 1人1日につき 50円

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。